

病虫害防除対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県内に侵入し甚大な被害を及ぼす病虫害を防除するため、病虫害防除対策事業を実施する農業者及び団体並びに市町村又は、病虫害防除対策事業を実施する者に対して補助を行う市町村等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2 この要綱において「事業実施主体」とは、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、農業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）及びこれらの団体を主たる構成員とする協議会その他知事が認める団体とする。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。

(1)クビアカツヤカミキリの防除対策（生産活動に供するもの）

事業実施主体が行う別表1に掲げる防除対策を行う事業及び当該対策を実施する事業実施主体に対して市町村等が行う補助金事業であつて、別表1に定める条件により補助を行うもの

(2)クビアカツヤカミキリの防除対策（（1）以外のもの）

市町村が行う別表2に掲げる防除対策を行う事業及び当該対策を実施する者に対して市町村が行う補助金事業であつて、別表2に定める条件により補助を行うもの

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第4 補助対象事業における補助対象経費及び補助率は、別表1及び別表2に定めるところとする。

(事業実施に当たっての留意事項)

第5 補助対象事業を行う者が他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

(交付申請書の添付書類の様式)

第6 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。ただし、補助金交付申請書に代えて補助金交付申請書兼事業実績報告書(別記第1号様式)に次の書類を添付して知事に提出することができる。

書 類	様 式	提出部数
事業完了報告書	別記第2号様式	正副各1部
収支精算書	別記第3号様式	

(交付条件)

第7 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を実施した場所については、まん延防止等のため事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って、本病虫害の予防対策及び目視による発生監視調査を行わなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた最終年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 事業実施主体を補助する市町村等は、補助金の交付に際しては、事業実施主体に対し前各号に掲げる条件と同じ条件を付さなければならないこと。

(書類の経由)

第8 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施地を管轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、複数の振興局管内に事業実施地が存在する場合は、この限りでない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3、第4関係）

対策区分	品目又は樹種	補助対象内容	補助率等
クビアカツヤカミ キリの防除対策	果樹	伐採・抜根	定額：30千円/本
		伐採・根覆い	定額：20千円/本
		ネット被覆	定額：2千円/本

別表2（第3、第4関係）

対策区分	品目又は樹種	補助対象内容	補助率等
クビアカツヤカミ キリの防除対策	生産活動に供する果樹以外の樹木（ただし、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林に該当する土地の上にある立木竹を除く。）	伐採・抜根	定額：60千円以内/m ³
		伐採・根覆い	定額：60千円以内/m ³
		ネット被覆	定額：6千円以内/本
		樹幹注入	定額：600円以内/孔